

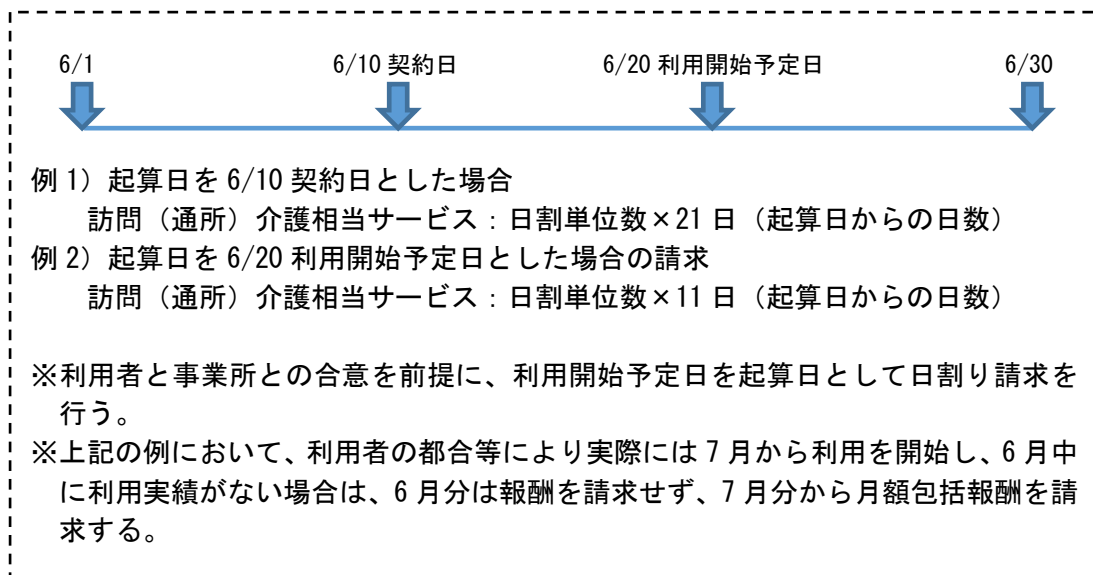
介護予防・日常生活支援総合事業の日割り請求の注意点について

総合事業サービスは、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護と日割り請求にかかる事由が異なります。主な変更点は、下記のとおりとなりますので、請求の際はご注意ください。

【請求の具体例】

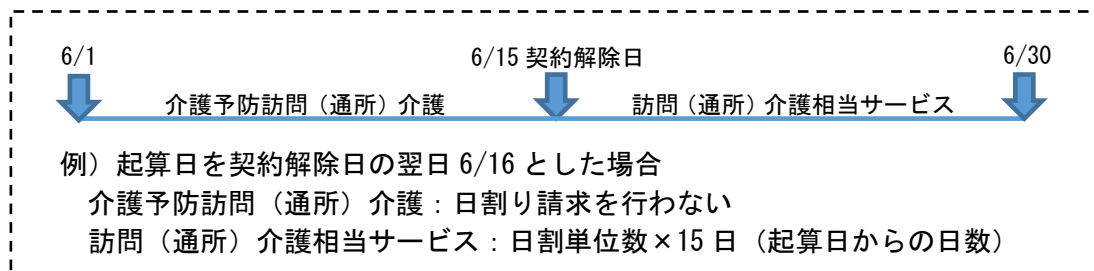
①月の途中より新規で総合事業サービスを利用する場合

総合事業サービスにかかる利用者と事業所との契約日を起算日として日割り請求を行う。ただし、利用者と事業所との合意があれば、利用開始予定日等を起算日に用いても差し支えない。



②利用者の希望等により、月途中で総合事業に移行する場合（区分変更を伴わない場合）

総合事業サービスについては、介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の契約解除日の翌日を起算日として日割り請求を行う。



※基準緩和サービスについても、利用開始月が月額報酬による請求であった場合は、上記同様に日割り事由に該当する可能性があります。